

# 淀川水系流域委員会 第22回琵琶湖部会（2003.5.19開催）結果概要

03.6.9 庶務作成

開催日時：2003年5月19日（月） 12：30～16：00

場 所：大津プリンスホテル コンベンションホール 「淡海6」

参加者数：委員14名、河川管理者15名、一般傍聴者117名

## 1 決定事項

- ・5月25日（日）開催の一般意見聴取試行の会は部会の活動として行われることが確認された。
- ・5月末までに、各委員は説明資料（第1稿）および具体的な整備内容シート（第1稿）の琵琶湖部会に関連する部分についての具体的な意見、提案等を庶務に提出する。

## 2 審議の概要

委員会、他部会の状況報告

資料1「委員会および各部会の状況（提言とりまとめ以降）」をもとに報告が行われた。「説明資料（第1稿）」および「具体的な整備内容シート（第1稿）」についてテーマ別部会での検討を参考にしての意見交換

)資料2-2「テーマ別部会の状況報告（開催状況、主な意見等）」をもとに、テーマ別部会の審議内容の報告が庶務より行われた後、各部会所属の委員より追加・補足が行われた。意見の内容については、「4 主な意見」を参照。

)資料2-1「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）（庶務による琵琶湖部会関連箇所へのマーク入り）」をもとに、説明資料と整備内容シート（第1稿）の琵琶湖部会に関連する部分について、部会長より「部会としてこれだけは主張すべき、整備計画としてこの項目は載せるべき、こう書くべき等の点についてできるだけ具体的に意見交換して欲しい」との説明の後、主に資料2-1のP1～6に関して意見交換が行われた。意見交換の内容については、「4 主な意見」を参照。

一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者1名から、整備計画の内容に沿って議論するのではなく提言の具体化を議論すべき/ダムについて部会で数字を含めた具体的な議論を/瀬田川へ1500m<sup>3</sup>/s流して下流がもつのか、これだけ流す必要性があるのか。数字についても検討してほしい等の発言があった。

## 3 今後の予定

次回の第23回琵琶湖部会は6月10日（火）13:30～16:30に開催する。その後の日程として、6月26日（木）、7月9日（水）のそれぞれ13:30～16:30の開催が予定されている。

#### 4 主な意見

説明資料(第1稿)および具体的な整備内容シート(第1稿)についての意見交換

)これまでに開催されたテーマ別部会の議論内容についての追加・補足意見

- ・環境・利用部会については、幅が広すぎて議論の焦点が絞りきれなかった感がある。目標値をどこに設定するかということも今後議論していかなければならない。
- ・利水部会で主に議論されたのは水需要管理のあり方についてだったが、水需要の精査は現在確認中でまだ結果が出ていないこと、また、河川管理者としてできる部分は限られているということで、具体的な議論があまりできていない。
- ・住民参加部会の一番大きな仕事は、住民参加について提言の別冊を提出することで、これは先日の第21回委員会で採択された。説明資料(第1稿)に対する意見交換は、検討すべき骨子について議論がなされた程度である。

住民参加は、治水、環境など全ての項目と関連があり、また、流域の住民との関わりも深く、その実態を踏まえて考えなければならない。住民参加の提言は出たが、これを始まりとして具体的な事例を経験として積み上げていくことが大事であると認識している。

- ・ダムの問題については、テーマ別部会では断片的にしか議論できていない。地域別部会でも、例えば丹生ダムは琵琶湖部会が対象とする地域のダムだが、利水等の面で京阪神地区にも関係しているので、地域を限定した議論はできない。どのように議論するかが課題と思う。淀川部会の対象地域に入っている大戸川ダムと天ヶ瀬再開発は琵琶湖と密接な関連があり、瀬田川洗堰の操作等を含め総合的な議論が必要である。

)説明資料と整備内容シート(第1稿)(琵琶湖部会に関連する部分)についての意見交換  
今後の審議の進め方について

- ・琵琶湖部会として「これだけは主張すべき」「整備計画としてこの項目は載せるべき、こう書くべき」等についてできるだけ具体的に意見交換して欲しい。6月中に第一次の議論は終えたい。(部会長)
- ・これまでに委員から文書で出された説明資料(第1稿)に対する意見で、琵琶湖に関連する部分を抽出し、次回の資料にしてもらえば二重に議論せずにすむだろう。  
「はじめに、河川整備計画の基本的な考え方」の部分について
- ・「検討」には2つのタイプがある。一つは国土交通省、河川法の範囲内で検討か実施か決められることであるが、現段階では何々の検討が必要である、というもの。もう一つは、現存の法律等のため国土交通省だけではできないので他の省庁や自治体との調整が必要なものである。「はじめに」のところでは、このことを明らかにした上で、さらに国土交通省としてはこの方向で調整していきたい、という姿勢まで書いてほしい。琵琶湖自体が直轄区間ではないので、淀川水系を考える時、直轄もそうでないところも含めて考える必要があるが、それをこの「はじめに」のところはどう表現するかも第2稿では考えていただきたい。(部会長)
- ・この部分のどこかに、行政主導型から住民との協働型の河川整備へ転換するという意思表

示を入れてほしい。

住民参加に関する提言の別冊が前回の委員会で承認され、提出されたところなので第2稿以降にはそれを取り入れて欲しい、という意見としてとらえていいか。(部会長)

- ・3章の2)の最後の2行「河川環境の観点から琵琶湖の水位と水利用との調和を図りつつ、できるだけ保持」だが、「できる範囲内で河川環境との調和をはかる」という表現になっており、提言の「自然が自然を、川が川をつくる」という理念よりも一歩引いた形になっている。もう少し踏み込んだ表現にできないか。

「できるだけ」という言葉については、自然環境の保全が河川法で目的化されているため、そのことを明確に伝える表現にして頂きたい。(部会長)

- ・琵琶湖については3章の2)で数百万年云々と書かれているが、現在の河川の価値についても、特に都市化の進んだところでは残された自然として今後一層重要になっていく、といった内容を盛り込んでほしい。

- ・3章の3)の中で「河川の環境や生態系に影響」、「ダム建設は～地域社会に大きな影響」とあるが、ここで言う影響とは悪影響を与えたということではないか。その位置づけをはっきりさせるべき。例えば提言では「生物の生育・生息環境の悪化」と明記している。

悪影響というと、何を悪とするかという話になる。もちろん悪もあるが悪と判断しきれないこともあるので、ここでは広く「影響」でいいのではないか。

どこに影響を与えたかということも含めて、ここは表現を再考してほしい。(部会長)

- ・3章の4)では、「あらゆる人間活動が水循環系に変化を与えている」という表現になっているが、あらゆる人間活動というより、下水道政策やアスファルト舗装等の事業のあり方を問うべきではないか。

人間活動を広く捉えれば全て含まれるので、問題はないのではないか。

「計画策定」の項目について

- ・具体的な整備内容で、5.1.2の「河川レンジャーの活動拠点として～遊水スイスイ館などを試行的に活用」の次の行辺りに、「自治体や住民組織、NPOが既に設置している類似施設の活用を図るとともに、小さな領域(例えば小学校区や公民館)などを単位とした新しい活動拠点を整備することが望まれる」ということを入れてほしい。また、「河川レンジャー」という名称については、それぞれの地域の実情に応じ、地域住民にとってなじみやすいものとする」など、「河川レンジャー」が仮称であることを追記してほしい。さらには「洪水被害ポテンシャル委員会」は「災害に強い地域社会づくり」にするなど、その分野外の人が見て分かる言葉に変えてほしい。

河川レンジャーという言葉については二転三転しており、提言とりまとめの際に「川の守人」などいくつかの候補をあげて議論してきたが、結局河川レンジャーに落ち着いたという経緯があることを理解してほしい。

- ・5.1.1「計画の進捗チェック、見直しを行う組織として淀川水系流域委員会を」と5.1.2「住民との連携～」の間に、「一般の住民が参加する対話集会あるいは討論会を必要に応じて設置する」ということを明記した方がいいのではないか。また、河川レンジャーへの委託についてだが、特定の人や団体に固定して何でも委託する形はよくないと思う。例えば河川

レンジャーは登録制として、事業ごとに仕事を委託するなど、住民団体の間で軋轢が生じないように配慮すべきだ。この部分に関しては住民参加部会などでさらに議論が必要である。

河川レンジャーの役割分担については、どこまで明確になっているのか。

基本的には行政と住民が、これまでやってきたことに基づいてそれぞれの得意分野をやるということだと思う。地域には環境教育の実績のある団体もあり、ケースバイケースで役割分担をすべき。環境教育は全て河川レンジャーというように規格を統一すべきではないと考えている。

そういう考え方もあるが、河川レンジャーは少し特殊な、教育された人として捉え、役所と住民の間に立って動いてもらった方がわかりやすいと思う。

河川レンジャーについては、委員会が河川管理者に提出した提言に最低限のところは書いているので確認してほしい。また、もともと日本の地域の自治会には、堤防委員、或いは河川委員などがいて、大雨が降ったら見回すなどしていた。現在ではそのような地域の力が失われているが、住民は必ずしも無力ではない。行政と住民とが協働関係をつくっていくコミュニケーションのプロセスが大事である、というのがこの議論の背景にある。

ある人に行政から権限を与えて、その人が指導するということが本当に住民参加の面から考えて適切かをもっときちんと議論すべき。

この部分については、住民参加部会で討議すべきことであるので、ここでは審議の参考となるような意見を出すに留めてほしい。

「河川環境」の項目について

#### a) 河川形状

- ・ 4.2.1 の 2 行目で「瀬と淵が形成されるなど、多様な形状を持つ河道の復元を図る」という記述があるが、これに対応する具体的な整備内容では瀬や淵のことに触れられていない。瀬や淵が形成されるための整備もあるべきではないか。

瀬と淵のみを対象に整備を実施するというよりは、結果として瀬や淵が創出され得るという考え方で、特にここで項目として挙げてはいない。(河川管理者)

たとえば瀬や淵に関しても、ここは創出すべき、あるいはここはそのまま保全すべきといった意見があれば委員から具体的に提示すればよい。(部会長)

- ・ 5.2.1 の (2) 横断方向の河川形状の修復の実施の項目の中で、地区毎に「実施」と「検討」とに分けて書かれているが、それに関して環境影響調査はどのように進んでいるのか教えてほしい。

「実施」としている事業については、必要な調査はある程度進んでいる。箇所によっては多少の調査を残しているものもあるが、それについては整備内容シート(第1稿)を見てほしい。「検討」と書いているものはまだ現地の環境を調べる等の課題が残っているということである。(河川管理者)

- ・ 整備内容シート(第1稿)の環境-6にあるイメージ図や環境-12に掲載されている野洲川河口部を見ると、河川管理者の「水辺移行帯」は私たちの考えている「水陸移行帯」と違う

ように思える。「水辺移行帯」をどのようにとらえているのか。

環境 - 6 のイメージ図については、環境・利用部会でも同様の指摘があったが、これについては本来「利用」の項目で載せるべき内容であり、「水辺移行帯」とするにはふさわしくないと考えている。また、環境 - 12 の野洲川は現状の写真であり、今後どのように改善していくか検討が進んでいない状態である。(河川管理者)

野洲川河口部については環境・利用部会でも議論があった。その際、環境 - 12 に書かれているフローチャートは住民参加を含むより精度の高いものをつくる、検討は整備局のみで行うのではなく委員会等をつくって行う、など一つの見本となるようにしてほしいと要望を出しており、河川管理者からもそのような形で進めるとの回答をもらっている。時間の経過とともに自然が河口を形成していくことも考慮に入れた検討や設計をしてほしい。できるだけ手を加えずに自然の状態を見ていくことも行ってほしい。

また、検討にあたっては、土砂の流出の問題や浜欠けの可能性(予測)なども重要な問題かもしれない。(部会長)

- ・ 河川の縦方向の修復には、河床の掘削も一つの整備手法として視野に入れてはどうか。伏流水となっている、天井川、粘土質で硬い古琵琶湖層などの要因を考慮すれば滋賀県では有効な手段ではないか。

河床を掘削し盛り上がったところを削ることで、流砂や、魚の遡上や流下の阻害の問題も解決される。5.2.1 の(3)の2)の下に一つの項目として河床の掘削、整備ということを入れてはどうか。

河床掘削について、治水上の利点はわかるが環境上の利点については検討していなかったので教えてほしい。(河川管理者)

その件については、たとえば兩岸にビオトープとなる河畔林を残す、土砂を押し流す力が掘削により大きくなるなど、多数の利点をあげて既にコメントを出しているのを見てもらいたい。

掘削によって短期の環境破壊や濁りが発生する。長期での長区間での計画を立てた上で総合的に議論する必要がある。

- ・ 魚類にとっての縦断方向の連続性の回復について、水田の有効性を農水省と連携して検討すべき。既に水田に魚道をつくるという実験的な試みも実際に行われている。
- ・ ある程度自然にまかせて「ここはしばらく手を加えない」という整備があってもいいのではないか。(部会長)

#### b) 水辺移行帯

- ・ 現在、水陸移行帯は区域毎で考えられているが、生態系を考えると、面積や総延長をいかにして担保するかという方向性が必要。湖岸堤の下にトンネルを設けて魚類などの移動経路を担保するなど実験的に行い、琵琶湖全域で生物が移動できるような構造を考えていかなければならない。

#### c) 施策の連携について

- ・ 整備内容を見ると、施策相互間の連携がとれていないように思える。例えば水陸移行帯の冠水には水位操作が大きく影響するため、水位の検討中に水陸移行帯の事業を実施しても、結

局は魚の産卵期の夏場にヨシ帯に水がなく、生態的な機能が発揮できないような水陸移行帯となる可能性がある。

水位操作に関して「検討」となっている場合、その検討が全て終わるまで、今「実施」とされている水陸移行帯についても待つべきか等も議論すべき。また、「検討」となっている水陸移行帯や内湖、湿地帯の具体的な箇所について、どのような検討が行われるのかを河川管理者は明示すべきである。(部会長)

- ・5年後に検討を行うのか、10年後なのか等、河川管理者は「検討」の中身をより具体的にしていけるべき。また、各整備の整合性、施策の実施の順番を整理すべきである。

#### d) 外来種対策

- ・外来種対策には、進入や繁殖のしにくい環境構造の検討も必要。たとえば、琵琶湖・淀川水質保全機構の利用センターでは5cm×5cmのゲートを設けると大型個体の外来種がほとんど入って来ず、小型個体の在来種が非常に多いことがわかっているが、その研究データをもとに複数の実験プランをつくるなどのやり方が考えられる。

一般傍聴者からの意見聴取：一般傍聴者1名から発言があった。

- ・提言が出た後も下流では工事が進行し環境破壊が続いており、これでは何のために提言が出されたかわからない。整備計画の内容に沿って議論するのではなく、提言に沿って整備局が具体案を出しているのか等、提言の具体化を議論すべきではないか。ダムについてもこの部会で数字を含めたより具体的な議論をしてほしい。1500m<sup>3</sup>/s 流して下流がもつのか、これだけ流す必要があるのか。この数字についても検討してほしい。

以上

説明および発言内容は、随時変更する可能性があります。議事内容の詳細については、「議事録」をご覧ください。最新の結果概要および議事録はホームページに掲載しております。